

阿賀野市告示第34号

阿賀野市高齢者訪問理美容サービス助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月3日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市高齢者訪問理美容サービス助成事業実施要綱の一部を改正する要綱  
阿賀野市高齢者訪問理美容サービス助成事業実施要綱（平成29年阿賀野市告示第29号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項に次の1号を加える。

（3） 法第8条第19項に定める小規模多機能型居宅介護  
第3号様式を次のように改める。

訪問理美容サービス助成券

利 用 日	令和 年 月 日
利 用 者 (助成対象者)	
助 成 金 額	上限 3,000円まで
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
発 行 者	阿賀野市長 印

※公印無きものは無効

【留意事項】

- 1 助成券は、市が指定した理美容店に限り使用できます。
- 2 訪問理美容サービスを利用した場合は、利用日を記入し、本券を理美容師に渡してください。
- 3 この助成券は、利用者（助成対象者）以外に利用できません。
- 4 有効期間を過ぎた助成券は無効になります。
- 5 本券と現金の引換えはできません。（差額の返金も行いません。）  
助成額を超える理容料金は利用者が理美容店へお支払い下さい。

**対象者が、次のいずれかに該当する場合は、  
事業の対象外となり、助成券を使用できません。**

- 市外へ転出    施設入所  
要介護3未満の認定に更新となった場合

該当した場合、助成券は使用せず、速やかに返還してください。  
使用が発覚した場合は、助成額に相当する額の返還を求めます。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。